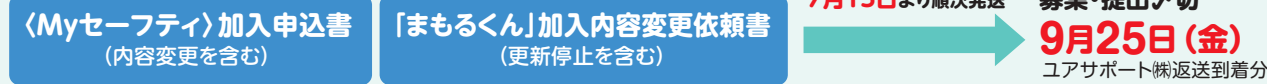


まず本パンフレット冒頭P.1~P.4をお読みいただきますようお願いいたします。

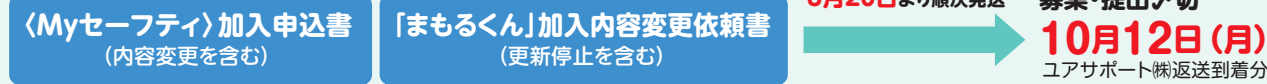
お手続きについて (保障開始は以下全て2020年12月1日からとなります)

申込書での手続き (生協現職組合員および生協退職組合員によって発送時期・メ切日が異なります)

●生協退職組合員の方



●生協現職組合員の方



生命共済〈ささえ愛〉
新規加入・加入内容変更(増口)方法

本パンフレットを機会にお申し込みされる方は組織へお申し出いただくか、生協現職組合員の方は9月より配布される電通共済生協秋キャンペーン資材でのお手続きをお願いします。

《ご注意》

〈Myセーフティ〉・「まもるくん」にご加入いただいている方の内容変更・更新停止等の手続きは本郵送募集のみのご案内となります。
現職組合員秋のキャンペーン加入資材の中にパンフレットは同封されますが、加入申込書は同封されません。
(同封の申込書を使用してのお手続きは上記記載の各メ切日までに申込書到着が必要です)

更新後契約の加入者票の送付は2021年1月下旬となります。電通共済生協・組合員Webへの更新後の加入情報の反映は2021年2月上旬です。本申込書控・パンフレットは大切に保管をお願いします。また更新後契約の初回掛金につきましては2021年2月から控除開始となります。

医療・傷害〈Myセーフティ〉の保障内容等は P.5~P.24へ

生命共済〈ささえ愛〉の保障内容等は P.25~P.32へ

お問い合わせは (ユアサポートホームページからのお問い合わせも是非ご利用ください)

医療・傷害〈Myセーフティ〉*
NTTグループ団体傷害保険「まもるくん」*

ユアサポートコールセンター
0120-141-175

●受付時間: AM9:00~PM5:30 (土・日・祝日を除く)

取扱代理店: ユアサポート株式会社
https://your-support.co.jp/



QRコード

引受保険会社(幹事): TOKIOMARINE NICHIDO 東京海上日動

*団体総合生活保険のペットネームです。

生命共済〈ささえ愛〉

電通共済生協コールセンター
0120-211-114

●受付時間: AM9:00~PM5:30(土・日・祝日を除く)

https://www.dentsu-kyosai.or.jp/

電通共済生協 検索



QRコード

契約引受団体: 電通共済生協
電通共済生協グループ 東京海上日動

制度内容等の詳細については、生協現職組合員の方は秋のキャンペーンで配布される加入資材も合わせてご参照をお願いします。

この「パンフレット・重要事項説明書」は、ご契約に際して、制度の内容を理解していただくために必要な項目【契約概要】および、ご契約内容に関する重要な項目のうち、特にご注意ください項目【注意喚起情報】を掲載しております。ご契約前に必ずお読みいただきお申し込みください。また、この「パンフレット・重要事項説明書」は、ご加入に関する全ての内容を掲載しているものではありません。ご加入後は、「パンフレット・重要事項説明書」と合わせ、規約・細則を掲載した「契約のしおり」(Myセーフティを除く)を必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

医療・傷害〈Myセーフティ〉・「まもるくん」ご加入中の皆様へ

更新のご案内



〈Myセーフティ〉の保障内容がさらに拡充!!
(保険料の変更があります)

1 医療保障制度の拡充 (既に医療保障ご加入の方が対象、新規加入は65歳まで)

- ① 3口タイプの新設 (変更・加入手続き必要)
入院日額15,000円、高度先進医療1,000万円まで等これまでの保障を上回るタイプを新設
- ② 高度先進医療保障の充実 (変更手続き不要) (保険料変更月額+30~+50円あり)
医療保障2口タイプ600万円、同1口タイプ300万円までの「先進医療費用+一時金」支払方式に変更
- ③ 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)一時金特約の新設 (変更・加入手続き必要)
※1-①、1-③加入手続きの際には新たに健康状態等告知をいただき、ご加入できない場合があります。

2 オプション保障の拡充等 (該当するオプション保障ご加入の方は保険料変更があります。また、2-①、2-②については「まもるくん」にも同様の改定を行いません。)

- ① 個人賠償責任特約(現行月額80円)の拡充 (変更手続き不要) (保険料変更月額+30円あり)
● 受託品賠償責任特約(現行月額100円)保障の統合・拡充[同特約の廃止、2-②参照]
従来より要望のあった「国内で他人から借りた・預かったものの国内外での損壊・盗難による法律上の損害賠償責任」を保障対象とするとともに、同保障額を限度額20万円(免責金額5,000円)から1個または1組100万円が上限(免責金額なし)に拡充ほか
- ② 受託品賠償責任特約(現行月額100円)の廃止と個人賠償責任特約(月額110円(+10円))への移行 (変更手続き不要)
上記2-①記載の通り。両特約セットでご加入いただいていた方は月額180円→110円(○70円)となります。
- ③ (親)介護保障特約の保障対象者拡充 (追加・加入手続き必要)
ご要望のあった組合員本人・配偶者・子どもの加入が新たに可能に(84歳まで加入可能)
※加入手続きの際には新たに健康状態等告知をいただき、ご加入できない場合があります。

——— 詳細については本パンフレットをご参照ください。 ———

「まもるくん」改定ポイント

- 1 保険料が3年連続で値上げとなります(⊕約9%)
損害率による保険料割増率の引き上げによります。
- 2 〈Myセーフティ〉2-①、2-②と同じ改定を実施
保険料が個人賠償責任特約現行月額110円→150円(⊕40円)、受託品賠償責任特約とセットでご加入いただいていた方は240円→150円(○90円)となります。

「ススめられるがまま」保険に入り、「保険料を払い続けるだけ」になっていませんか？

結論: 私たちは「生命共済+Myセーフティ」(基盤保障)を強くおすすめします!!

なぜ今「生命共済+Myセーフティ」(基盤保障)なのか？

良い保険5つの条件

1. 一定期間の保険である
2. シンプルな保険である
3. 貯蓄性のない保険である
4. コストパフォーマンスが良い保険である
5. 途中で変更できるなど、使い勝手の良い保険である

保険の見直しチェックリスト

- 保険の営業員にススめられるままに入った
- 入っている保険の保障内容を覚えていない
- 特約が3つ以上付いている
- 月額保険料が、学資保険と年金保険の保険料を除き3万円以上
保険に入り過ぎている可能性が高いので内容を確認しましょう
- 来店型の代理店にススめられるままに入った
代理店が売りたいだけの商品かも？

3つ以上
チェックが
ある方は見直し
したほうが...

生命共済(ささえ愛)の特徴

1. 助け合いの共済制度による割安な掛金
～特に子育て世代・若者世代におススメです～

(例)30歳男性が月払保険料18,620円で加入した保険は、
45歳更新時に43,706円に!! (2020年12月加入の場合)

死亡保障3,000万円+80万円(内、終身保障100万円)
医療保障10,000円の保険の場合

▼そこで…

同じ3,000万円の死亡保障を
生命共済(ささえ愛)で加入した
場合、月払掛金は…

～35歳	4,650円/月
36歳～45歳	5,400円/月
46歳～55歳	7,500円/月

となり、この差額について保険の見直しが必要。
世帯主の死亡保障から見直すのがプロの技です。

2. 生命共済(ささえ愛)が基盤
保障(保険)の見直しは、生命共済(ささえ愛)3,000万円(上限)を基
盤とし、その他上乘せの保障を考えるのが賢い「保険の見直し」です。

医療・傷害(Myセーフティ)の特徴

1. 安心の充実保障
〈Myセーフティ〉傷害保障は交通事故ほか日常生活上のケガをフルサポート。(地震・噴火・津波による天災危険のケガも保障)

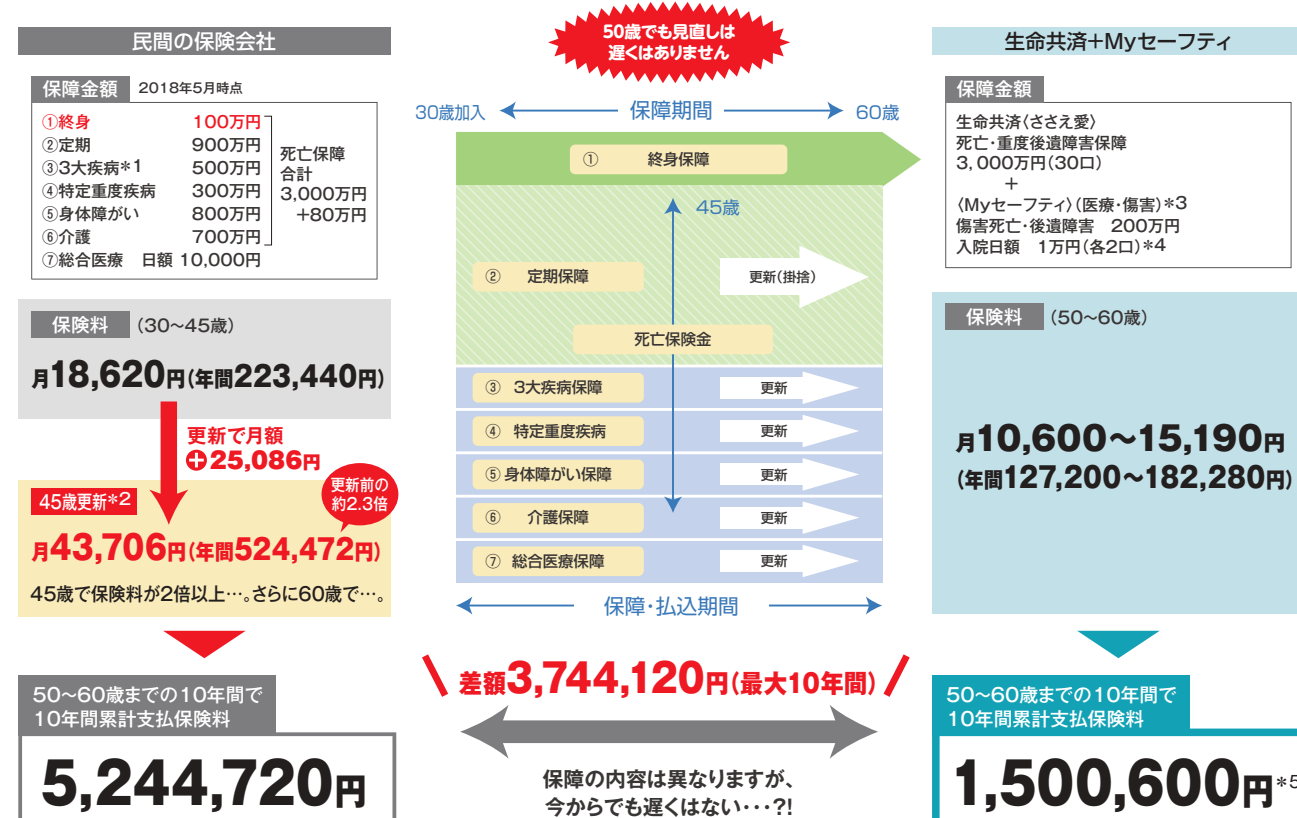
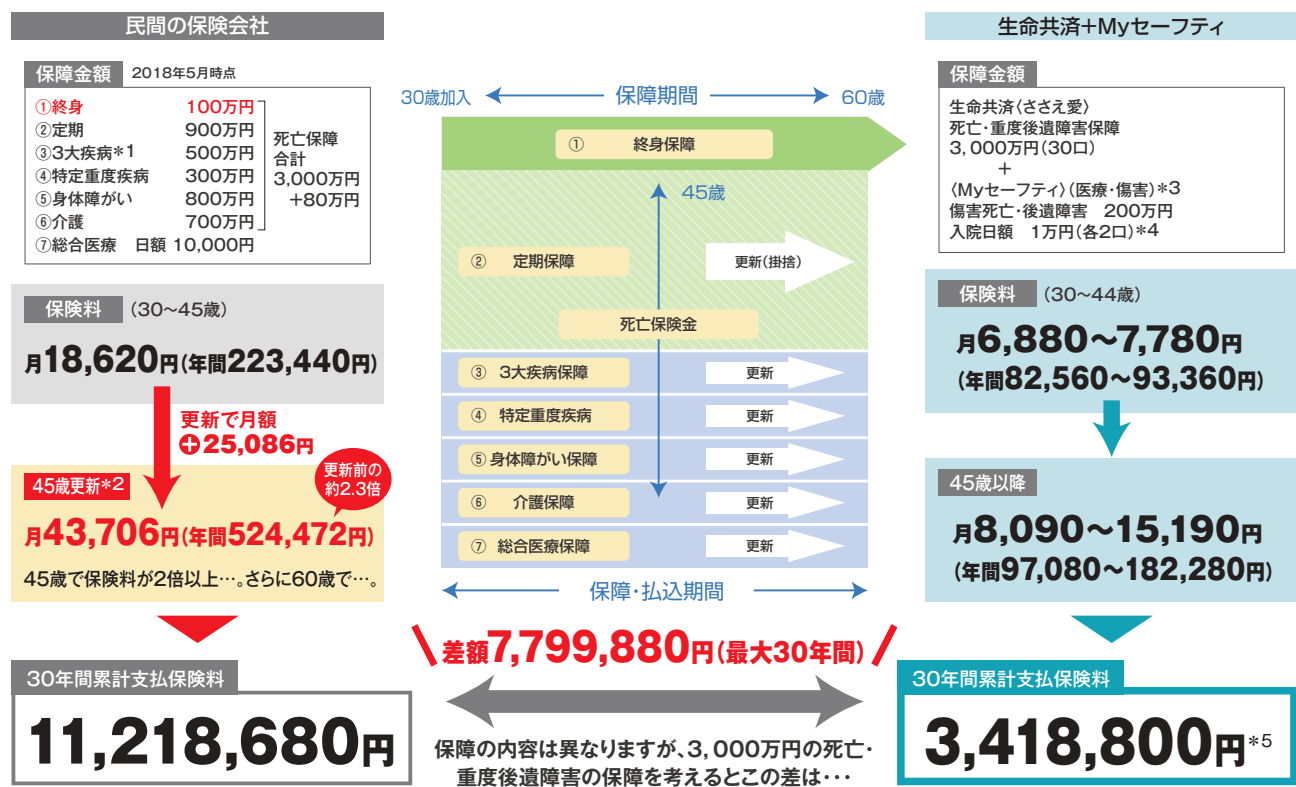
2. ケガの保障、病気の保障でさらに安心
〈Myセーフティ〉の医療保障は病気入院・手術の保障に加え、先進医療*600万円まで(2口加入の場合)の保障もついてさらに安心です。
*病気等で所定の先進医療を受けたときに対象となります。(先進医療1,000万円まで保障する3口タイプが新設されました)

3. 家計にやさしい割安な掛金
〈Myセーフティ〉は団体割引率30%・損害率による割引15%を適用しており、40.5%割引となりました。現在ご加入中の医療保険・傷害保険と合わせて比べてみてください。

例1 こんな生命保険に加入していませんか?(30～44歳の方の場合)

注 目

例2 左記のような保険に加入していて、45歳の時に更新・値上げとなっている人は?(現在50歳健康状態問題なしの場合)



基盤保障への移行につきましては、保障条件・内容の差異だけでなく、終身保障(100万円)の解約時解約返戻金の一部手数料発生等の不利益や現在の健康状態により基盤保障に加入いただけない場合があるため、基盤保障の契約開始後に既契約の解約・変更手続きを行なっていただくことをご注意願います。(終身保障のみ継続することもご検討ください)

基盤保障への移行につきましては、保障条件・内容の差異だけでなく、終身保障(100万円)の解約時解約返戻金の一部手数料発生等の不利益や現在の健康状態により基盤保障に加入いただけない場合があるため、基盤保障の契約開始後に既契約の解約・変更手続きを行なっていただくことをご注意願います。(終身保障のみ継続することもご検討ください)

*1 3大疾病保険金(500万円)は死亡保険金のいずれか一方のみ支払い
・特定重度疾病保険金(300万円)は所定の重度障害発生時にそれぞれ1回および死亡保険金(30万円)をお支払い
・身体障がい保障(800万円)、介護保障(700万円)と各死亡保障金はいずれか一方のみ支払い
*2 40歳で更新・値上げとなるものもあります。
*3 医療保障のみ、傷害保障のみの加入も可能です。医療保障についてはご健康状態の告知によりご加入いただけない場合があります。

*4 医療・傷害とも入院日額1万円(各2口)。また生命保険商品には個人賠償責任特約はないため同特約付きの保険料で算出しています。
*5 2020年12月1日時点の保険料で算出しています。保険会社の定める保険料、所定の適用割増率の変更により、適用保険料が変更になった場合はそれに合わせて変動します。(オプション保障保険料は含みません。皆様には付帯をおすすめしている個人賠償責任保障(月額110円)を付帯した場合は10年で+13,200円、30年で+39,600円となります)

「追加加入する」ではなく「CHANGE

45歳夫婦の保障(2名分)

(保障の基盤を組み替え)」を強くおすすめします!

が14,270円/月~ 安心と安さが自慢です!

家族の自転車事故の賠償事故ほかも対象

私たちがおすすめする基盤保障のベースタイプ
(世帯主:生協組合員本人(型))

生命共済(ささえ愛) 30口: 死亡・重度障害保障 3,000万円

〈Myセーフティ〉医療2口 入院日額 1万円 高度先進医療 実額 600万円 ほか

〈Myセーフティ〉傷害2口 入院日額 1万円 通院日額 3,000円 ほか

オプション 個人賠償責任 特約(追加) 1事故限度額無制限 (国外1億円、受託品1個または1組 100万円が上限)

生協組合員本人	おすすめ 電通共済生協 基盤保障掛金	(例) P.1~P.2の生命保険で保障を作ると (本人のみ30歳加入の場合)
30歳の方は	6,990円/月 (年間83,880円) 生命共済 4,650円/月 Myセーフティ 2,340円/月	(1名分) 30歳 ~ 44歳 18,620円/月 (年間223,440円) 更新値上げ 25,086円/月 (年間301,032円) 更新 45歳 ~ 59歳 43,706円/月 (年間524,472円)
35歳の方は	7,050円/月 (年間84,600円) 生命共済 4,650円/月 Myセーフティ 2,400円/月	
40歳の方は	7,890円/月 (年間94,680円) 生命共済 5,400円/月 Myセーフティ 2,490円/月	
45歳の方は	8,200円/月 (年間98,400円) 生命共済 5,400円/月 Myセーフティ 2,800円/月	
50歳の方は	10,710円/月 (年間128,520円) 生命共済 7,500円/月 Myセーフティ 3,210円/月	

配偶者ほかの保障を追加する場合は…

家族型傷害保障の掛金が値下げとなり、さらに加入しやすくなりました!

配偶者	おすすめ 配偶者プラン(同年齢の場合)	子ども・その他親族* さらに家族の保障や豊富なオプションから さらに充実の保障が可能! *年齢等の条件によりご加入できない場合があります。
30歳の方は	5,110円/月 生命共済 3,100円/月 Myセーフティ 2,010円/月	1. 〈Myセーフティ〉子ども医療保障2口タイプ お1人につき 470円~ ×人数(月額) 2. 〈Myセーフティ〉子ども・同居の親族 傷害保障2口タイプ 夫婦型から家族型に切替 2,280円/月 (人数問わず、前年比 220円) 3. 携行品特約 保障期間中限度額30万円 100~160円/月 4. ホールインワン・アルバイトロス費用特約 1事故限度額50万円 300~710円/月 5. 借家人賠償特約 1事故限度額1,000万円~1億円 170~1,550円/月
35歳の方は	5,170円/月 生命共済 3,100円/月 Myセーフティ 2,070円/月	
40歳の方は	5,760円/月 生命共済 3,600円/月 Myセーフティ 2,160円/月	
45歳の方は	6,070円/月 生命共済 3,600円/月 Myセーフティ 2,470円/月	
50歳の方は	7,880円/月 生命共済 5,000円/月 Myセーフティ 2,880円/月	

詳細につきましては本パンフレットP.5~をご参照ください。

生協現職組合員の方の生命共済の加入・増口は秋のキャンペーンで

新規加入は医療保障とあわせて
満65歳まで、84歳まで更新可能

New

医療保障の更なる充実のため『三大疾病一時金特約』を新設しました!

三大疾病とは? 三大疾病とは、
①「がん(悪性新生物)」②「急性心筋梗塞」③「脳卒中」をいいます。
日本人の死因のうち半分以上が三大疾病で占められています!!

どんな保障? 新規のご加入は65歳まで、更新は84歳まで可能です。(健康状態等告知あり)

- ① 保険期間中にがんと診断確定された場合
 - ② 急性心筋梗塞を発病し、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合
 - ③ 脳卒中を発病し、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合
- のいずれかの状態に該当した場合に、一時金(100万円)が支払われます。

(「がん」の場合のみ加入初年度に保障待機期間(90日)があります)
* 月額掛金は、「三大疾病一時金特約」のみの金額となります。(0~29歳は月額170円、75~84歳は月額5,400~6,450円となります)

■月額掛金(被保険者1名につき)*

被保険者年齢	保険料
30~34歳	170円/月
35~39歳	260円/月
40~44歳	420円/月
45~49歳	700円/月
50~54歳	1,180円/月
55~59歳	1,650円/月
60~64歳	2,300円/月
65~69歳	3,390円/月
70~74歳	4,380円/月

〈Myセーフティ〉への手続きは同封申込書で

いずれも保障開始は12月1日からとなります。(もし既存契約を解約して組み替えを行なう場合は、新保障開始後に行なっていただくことをおすすめします)

New

さらに「(親)介護保障特約」が改定されて、新たに保障対象者として組合員本人・配偶者・子どもが加入可能となりました!
(介護保障の対象となる方の範囲を拡大します)

長寿社会においては「介護」は誰にでも、どの家庭にも起こり得る課題です!
「老後保障」とともに将来起こり得る「介護保障」も視野に入れることが大切です。

■保障の範囲

現行	新																												
<table border="1"> <tr><th>保障名</th><th>被保険者の範囲</th><th>加入可能年齢</th></tr> <tr><td rowspan="2">親介護保障</td><td>組合員本人・配偶者の「戸籍上の両親」</td><td>40~84歳</td></tr> <tr><td>更新は89歳まで</td><td></td></tr> <tr><th colspan="2">保障内容</th><th></th></tr> <tr><td colspan="2">公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたときに保険金一時金100万円(100万円タイプ)または200万円(200万円タイプ)</td><td></td></tr> </table>	保障名	被保険者の範囲	加入可能年齢	親介護保障	組合員本人・配偶者の「戸籍上の両親」	40~84歳	更新は89歳まで		保障内容			公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたときに保険金一時金100万円(100万円タイプ)または200万円(200万円タイプ)			<table border="1"> <tr><th>保障名</th><th>被保険者の範囲</th><th>加入可能年齢</th></tr> <tr><td rowspan="2">介護保障</td><td>組合員本人・配偶者の「戸籍上の両親」+「組合員本人」・「配偶者」・「子ども」</td><td>40~84歳</td></tr> <tr><td>更新は89歳まで</td><td></td></tr> <tr><th colspan="2">保障内容</th><th></th></tr> <tr><td colspan="2">公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたときに保険金一時金100万円(100万円タイプ)または200万円(200万円タイプ)</td><td></td></tr> </table>	保障名	被保険者の範囲	加入可能年齢	介護保障	組合員本人・配偶者の「戸籍上の両親」+「組合員本人」・「配偶者」・「子ども」	40~84歳	更新は89歳まで		保障内容			公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたときに保険金一時金100万円(100万円タイプ)または200万円(200万円タイプ)		
保障名	被保険者の範囲	加入可能年齢																											
親介護保障	組合員本人・配偶者の「戸籍上の両親」	40~84歳																											
	更新は89歳まで																												
保障内容																													
公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたときに保険金一時金100万円(100万円タイプ)または200万円(200万円タイプ)																													
保障名	被保険者の範囲	加入可能年齢																											
介護保障	組合員本人・配偶者の「戸籍上の両親」+「組合員本人」・「配偶者」・「子ども」	40~84歳																											
	更新は89歳まで																												
保障内容																													
公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたときに保険金一時金100万円(100万円タイプ)または200万円(200万円タイプ)																													

■月額保険料

被保険者年齢	一時金100万円	一時金200万円
40~44歳	10円	20円
45~49歳	20円	30円
50~54歳	30円	60円
55~59歳	60円	130円
60~64歳	140円	270円
65~69歳	390円	770円
70~74歳	810円	1,610円
75~79歳	1,760円	3,520円
80~84歳	4,050円	8,100円
85~89歳	9,710円	19,410円

医療・傷害(Myセーフティ)と生命共済(ささえ愛)のセット加入で充実の基盤保障!

病気による入院・手術はもちろん、先進医療のリスクもカバー

① <Myセーフティ> 医療保障

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

保障内容

(先進医療保障から総合先進医療保障(実損払い)への変更に伴う保険料改定あり)

保障期間中の病気による入院・手術をされた場合や所定の高度先進医療を受けた場合等に保険金をお支払いします。(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)



+NEW (三大疾病一時金特約を新たに付帯される方は)「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により所定の状態に該当した場合に一時金100万円をお支払いします。

被保険者等(保険の対象となる方など)

ご加入いただける方 (おひとりずつ加入となります)	本人	配偶者	子ども
被保険者 (保険の対象となる方)	生協組合員本人	生協組合員の配偶者	生協組合員の子ども (同居・別居および婚姻歴にかかわらず)
新規・増口加入できる方	2020年12月1日現在、0歳*1以上満65歳以下で「健康状態等告知書」に該当しない方 ※質問3を除く		
更新加入	満84歳まで更新できます。		

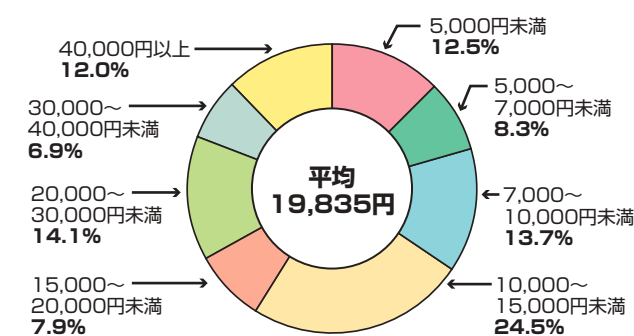
*1 申込日時点で誕生していることが条件です。

- 本人が加入されない場合でも、配偶者・子どもは「健康状態等告知書」の質問に回答のうえご加入いただくことができます。
- 配偶者・子どもは「本人」の加入口数を上回って加入することもできます。(例:本人1口加入/配偶者2口加入)
- 「健康状態等告知書」は、申込書記入例に記載しています。「健康状態等告知書」に該当する場合は、新規加入および増口することができません。また、新たに三大疾病一時金特約に加入する場合も、健康状態等告知が必要でです。なお、すでにご加入されている口数の範囲内で更新する場合(減口含む)は、健康状態等告知の必要はありません。
- Myセーフティ医療保障は、保障期間の中途での増口はできませんので、キャンペーン期間中の2口以上の加入をおすすめします。(三大疾病一時金特約の加入もキャンペーン期間中のみとなります。)

医療保障は2口タイプがおススメ!

~生命共済(ささえ愛)とのセット加入でさらに充実の基盤保障~

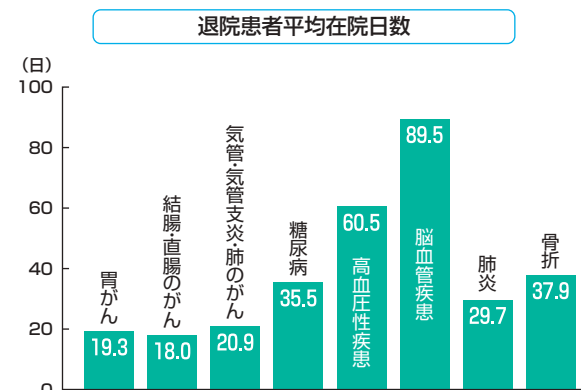
直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



※集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担を支払った人
 [高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む)]
 ※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費等を含む。

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

さらに 病気によっては入院期間が長くなります。



入院や手術を保障する「医療保障」だと安心です。

だから

保険金額(お支払いする保険金の限度額)と月払掛金

保障期間:1年間
 団体割引:30%・損害率による割引:15%

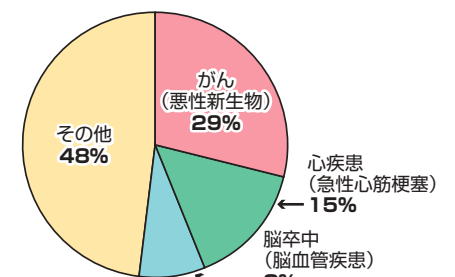
		3口タイプ NEW!	2口タイプ	1口タイプ
入院の保障		日額 15,000円 × 入院日数 (1入院60日/通算制限なし)	日額 10,000円 × 入院日数 (1入院60日/通算制限なし)	日額 5,000円 × 入院日数 (1入院60日/通算制限なし)
手術等の保障	重大手術*1	600,000円	400,000円	200,000円
	入院中の手術	150,000円	100,000円	50,000円
	入院中以外の手術	75,000円	50,000円	25,000円
放射線治療の保障		150,000円	100,000円	50,000円
総合先進医療の保障 (改定) NEW!	基本保険金	1,000万円	600万円	300万円
	一時金	100,000円	100,000円	100,000円
三大疾病一時金特約 NEW!		100万円	100万円	100万円

*1 重大手術はP.8の保障のあらまし欄外をご確認ください。

新設 三大疾病一時金特約のおススメ

- 三大疾病とは、日本人の死因の半数を占める「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」をいいます。
 - 三大疾病一時金特約は、以下のいずれかのような状態に該当した場合に、一時金100万円をお支払いします。
 - ① 保険期間中にがんと診断確定された場合
 - ② 急性心筋梗塞を発病し、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合
 - ③ 脳卒中を発病し、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合
- ※がんと診断された場合、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日の間に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。
 ※三大疾病一時金特約は医療保障にご加入いただくことが加入の条件です。

日本人の死因に占める三大疾病の割合



月払掛金(被保険者1名につき)

① 三大疾病一時金特約ありの場合

被保険者年齢	3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
0~4歳	1,230円	890円	540円
5~9歳	930円	690円	440円
10~14歳	860円	640円	420円
15~19歳	950円	700円	450円
20~24歳	1,300円	940円	560円
25~29歳	1,400円	1,000円	600円
30~34歳	1,460円	1,040円	620円
35~39歳	1,630円	1,190円	730円
40~44歳	1,930円	1,440円	940円
45~49歳	2,680円	2,030円	1,380円
50~54歳	3,770円	2,920円	2,060円
55~59歳	5,270円	4,080円	2,870円
60~64歳	7,520円	5,790円	4,060円
65~69歳	10,480円	8,130円	5,770円
70~74歳	14,060円	10,850円	7,620円
75~79歳	17,470円	13,460円	9,440円
80~84歳	20,930円	16,120円	11,290円

② 三大疾病一時金特約なしの場合

被保険者年齢	3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
0~4歳	1,060円	720円	370円
5~9歳	760円	520円	270円
10~14歳	690円	470円	250円
15~19歳	780円	530円	280円
20~24歳	1,130円	770円	390円
25~29歳	1,230円	830円	430円
30~34歳	1,290円	870円	450円
35~39歳	1,370円	930円	470円
40~44歳	1,510円	1,020円	520円
45~49歳	1,980円	1,330円	680円
50~54歳	2,590円	1,740円	880円
55~59歳	3,620円	2,430円	1,220円
60~64歳	5,220円	3,490円	1,760円
65~69歳	7,090円	4,740円	2,380円
70~74歳	9,680円	6,470円	3,240円
75~79歳	12,070円	8,060円	4,040円
80~84歳	14,480円	9,670円	4,840円

※上記は被保険者1名あたりの掛金になります。掛金は、保険の対象となる方の2020年12月1日時点の満年齢が適用されます。
 ※新規にご加入いただく場合は2020年12月1日時点の満年齢で65歳までとなります。
 ※医療保障については、加入者1人あたり3口加入までが上限となります。配偶者、子どもが電通共済生協組合員の場合はご注意ください。
 ※2020年12月1日時点の満年齢で適用される掛金額の資金控除(口座振替)は2021年2月からとなります。なお、保障期間内に誕生日を迎えても掛金額の変更はありません。

○保障のあらまし(医療保障)

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この保障については死亡に対する保障はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「引受保険会社」といいます。))は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金		病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では0日としています。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では60日としています。	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ 精神障害を原因とする事故によって被ったケガ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ アルコール依存および薬物依存 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの この保険契約が継続されてきた最初の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
疾病手術保険金		病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術(詳細は欄外ご参照): 疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術: 疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術: 疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、拔牙等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ アルコール依存および薬物依存 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの この保険契約が継続されてきた最初の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
放射線治療保険金		病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
総合先進医療	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(被保険者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。 *3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、既に発生している保険金支払事由については保険金支払いの対象とならないことがあります。
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限ります。	
	三大疾病一時金特約	病気やケガによって以下のような状態となった場合 ①保険期間中に悪性新生物(がん)*1と診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶100万円をお支払いします。 *1 保障対象となる「悪性新生物(がん)」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します この保険で保障対象となる「悪性新生物(がん)」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の保障対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を保障対象に含みます。 【ご注意】悪性新生物(がん)と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険始期日(初年度契約といえます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 ※同一の保険事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)
 ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
 「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先：東京海上日動 事故対応担当窓口》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)
 *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。以下、同様とします。
 *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先：東京海上日動 事故対応担当窓口》までご連絡ください。
 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
 ・粒子線治療開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
 ※本取扱いについては、変更・中止となる場合があります。

NEW 医療保障の充実のポイント

2020年12月1日始期契約から、以下の改定により医療保障がさらに充実します！

①総合先進医療への切替え(保険料が改定となります。)

- ◆被保険者が負担する技術料を保険金額を限度として「実額」で過不足なく保険金を支払うことが可能になります。
- ◆一部の高額な治療費については、医療機関への直接支払(立替なし)も可能となります【3口タイプ：1,000万円、2口タイプ：600万円、1口タイプ：300万円を限度とします。】
 ※医療保障にすでにご加入いただいている方は「総合先進医療特約」に健康告知なく自動的に移行されます。

		改定前	改定後
		先進医療特約	総合先進医療特約
保険金の支払われ方		定額払 (被保険者が受けた先進医療の技術料に応じて、入院日額の10倍～610倍の額を定額で支払い) <支払事例> 1口タイプ(入院日額5,000円)加入の被保険者が、重粒子線治療で300万円かかった場合、保険金は倍率260倍となり130万円が支払われますが、差額170万円は自己負担となります。	実損払 (被保険者が負担した技術料の実額を設定保険金額を限度として過不足なく支払い) <支払事例> 1口タイプ(入院日額5,000円)加入の被保険者が、重粒子線治療で300万円かかった場合、技術料300万円が支払われ被保険者の自己負担がありません。
追加一時金		無し	有り (上記保険金とは別に10万円を追加払い。本特約の保険期間を通じて1回に限る)
医療機関への直接支払い		無し	有り (粒子線治療*1のような高額な治療費について、被保険者が立て替えることなく、医療機関へ直接支払うことが可能) ※1…粒子線治療とは、「重粒子線治療」「陽子線治療」をいいます。

②三大疾病一時金特約の新設

- ◆三大疾病とは？
 三大疾病とは、①「がん(悪性新生物)」②「急性心筋梗塞」③「脳卒中」のことで、これらは日本人の死因のうち上位を占める病気です。
- ◆三大疾病一時金特約とは？
 三大疾病により所定の状態に該当した場合に、一時金100万円をお支払いします。

③3口プランの新設

- ◆医療保障にも「入院日額15,000円(3口)タイプ」が新設されました。
- ◆保障額が充実し、より良い環境で安心して入院治療を受けていただくことが可能になりました。

医療保障の健康状態等告知について

現在	申し込みパターン	申し込み例	告知の要否
医療保障に加入	①保障内容を変更せず、継続加入	医療1口⇒医療1口・三大疾病一時金特約なし	× 不要です(*1)
	②三大疾病一時金特約を追加	医療1口⇒医療1口・三大疾病一時金特約あり	○ 必要です
	③増口	医療2口⇒医療3口・三大疾病一時金特約なし	○ 必要です
	④減口・三大疾病一時金特約を追加	医療2口⇒医療1口・三大疾病一時金特約あり	○ 必要です

*1…「総合先進医療特約」への切り替えは、告知不要で自動的に移行されます

現在	申し込みパターン	申し込み例	告知の要否
医療保障に未加入	①医療保障のみ加入	医療未加入⇒医療保障2口	○ 必要です
	②医療保障+三大疾病一時金特約に加入	医療未加入⇒医療2口・三大疾病一時金特約あり	○ 必要です
	③三大疾病一時金特約だけに加入	三大疾病一時金特約のみの加入はできません	(加入できません)

医療・傷害(Myセーフティ)と生命共済(ささえ愛)のセット加入で充実の基盤保障!

交通事故や地震などさまざまなケガをまとめて保障

② <Myセーフティ> 傷害保障

■引受保険会社(幹事): 東京海上日動火災保険株式会社

保障内容

国内外を問わず日常生活やレジャー等で起こるさまざまな交通事故を含む『急激かつ偶然な外来の事故によるケガ』に対応!

「まもるくん」保障対象外

こんな『ケガ』を保障します!


「まもるくん」オプション保障

注目


交通事故によるケガ



レジャー中のケガ




日常生活におけるケガ



地震によるケガ

地震・噴火またはこれらに起因する津波によるケガ



被保険者等(保険の対象となる方など) ※年齢・健康状態による加入制限はありません。

ご加入いただける方		生協組合員本人		
		生協組合員本人	生協組合員本人の配偶者	生協組合員本人・配偶者以外のご家族
被保険者 (保険の対象となる方)	本人型	○	×	×
	夫婦型	○	○	×
	家族型	○	○	○*1
	家族型(配偶者を除く)	○	×	○*2

*1 「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。
 *2 「本人の同居の親族(配偶者を除く)」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。
 ※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
 ※上記の続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
 ※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して保険会社が直接内容を確認させていただくことがあります。
 「同居」とは、同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いとなります。また、老人ホーム入居等により、被保険者本人と別居されている場合、マンション等集合住宅の別の住戸に居住している場合は、原則別居の扱いとなります。
 ※家族型・夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合、保険期間の終了まではご本人部分の保障を除いた加入内容として取り扱うことができます。

保険金額(お支払いする保険金の限度額)と月払掛金 **保障期間:1年間** **団体割引:30%・損害率による割引:15%**

Myセーフティ傷害保障は3口タイプ(入院日額15,000円、通院日額4,500円)が限度となります。

天災危険保障あり*1

保険金額	タイプ▶	3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
	入院日額*3		15,000円	10,000円
手術	入院中	150,000円	100,000円	50,000円
	入院中以外	75,000円	50,000円	25,000円
死亡・後遺障害*2		300万円	200万円	100万円

月払掛金	タイプ▶	3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
	本人型	2,040円	1,360円	680円
	夫婦型	3,750円	2,500円	1,250円
	家族型	7,170円	4,780円	2,390円
	家族型(配偶者除く)	5,460円	3,640円	1,820円

*1 天災危険保障とは、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ」の保障のことをいいます。
 天災危険保障保険料には損害率による割引の適用はありません。
 *2 後遺障害保険金は程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いいたします。
 *3 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。
 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

○保障のあらし(傷害保障)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●事故の内容・傷害の程度または過去の保険金請求履歴等に応じ、被保険者または保険金の受取人に対して求める追加の書類・証拠の提出または引受保険会社が行う調査への協力に応じない場合
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り*3)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(住診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、以下のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着をした旨の証明が診断書かつ診療報酬明細書に記載されている場合、通院日数に含まれます。 ①長管骨*2または脊柱②長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分*3③肋骨または胸骨。ただし体幹部を固定した場合に限り*4。④顎骨または顎関節。ただし三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限り*4。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース*3 および三内式シーネをいいます。 *2 対象部位については団体総合生活保険 普通保険約款に拠ります。 *3 下腿骨骨折後に装着したのものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り*4。 なお手指や足指(中手骨・中足骨を含みます。)のケガにつきましては、ギプス等で固定した場合も、上記「みなし通院」の対象とはなりません。	

医療・傷害(Myセーフティ)と生命共済(ささえ愛)のセット加入で充実の基盤保障!

自転車事故による高額賠償等、日常生活におけるさまざまなリスクをカバー

③ <Myセーフティ> オプション (組み合わせ自由)

昨年まで募集を行っていた「受託品賠償責任特約」は本年より「個人賠償責任特約」に統合・移行しました。(掛金改定あり)

■引受保険会社(幹事): 東京海上日動火災保険株式会社

※各種オプションは、生協組合員本人が医療保障・傷害保障のいずれかにご加入の場合に、ご加入いただけます。オプションだけのご加入はできません。

介護保障特約 **おすすめ!**

■保障内容
 保険の対象となる方(この特約の被保険者)が要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護2以上)の認定を受けたときに保険金(一時金100万円または200万円)をお支払いします。
 公的介護保険制度の範囲外の費用となる自宅改修や介護用品購入等、介護に要する費用に備えることができます。



■被保険者等 (保険の対象となる方など) **注目 対象となる方の範囲が拡大!**

	本人 NEW!	配偶者 NEW!	子ども NEW!	親
この特約の被保険者 (保険の対象となる方)	生協組合員本人	生協組合員の配偶者	生協組合員の子ども (同居・別居および婚姻歴にかかわらず)	生協組合員本人もしくは配偶者の戸籍上の両親
新規・増口加入できる方	2020年12月1日現在、満40歳以上満84歳以下で「健康状態等告知書」に該当しない方			
更新加入	満89歳まで更新できます。			

●「健康状態等告知書」は、申込書記入例に記載しています。「健康状態等告知書」に該当する場合は、新規加入および保険金額を増額することができません。なお、ご加入の後、加入保険金額と同額もしくは減額して更新する場合は、健康状態等告知の必要はありません。(本特約の健康状態等告知はすべて生協組合員本人による代理告知(組合員本人による告知)となります。)
 ●Myセーフティ介護保障特約は、キャンペーン期間中以外の保障期間の途中での保険金額の増額はできませんので、200万円タイプへの加入をおすすめします。

■保険金額 (一時金)

100万円 タイプ (免責金額なし)	200万円 タイプ (免責金額なし)
---------------------------------	---------------------------------

保障の対象となる方の年齢に基づきます。

■月払掛金 (被保険者1名につき)

被保険者年齢	保険金額 100万円	保険金額 200万円
40~44歳	10円	20円
45~49歳	20円	30円
50~54歳	30円	60円
55~59歳	60円	130円
60~64歳	140円	270円
65~69歳	390円	770円
70~74歳	810円	1,610円
75~79歳	1,760円	3,520円
80~84歳	4,050円	8,100円
85~89歳	9,710円	19,410円

■加入タイプ 本人型

介護費用に備えましょう

ポイント1
 住宅改修や介護用ベッドの購入等、介護に要した一時費用*1の合計は**平均70万円**とされています。
 *1 公的介護保険サービス自己負担費用を含む

ポイント2
 公的介護保険ではカバーできない費用があります。

●公的介護保険ではカバーできない費用の例

自己負担への備え や収入の補てん	●公的介護保険制度における自己負担(所得に応じて1割もしくは2割負担)への備え ●介護する人の退職・短時間勤務等による収入減への備え
その他支出への備え	●大規模な住宅リフォーム費用(スロープ・昇降機の設定等) ●有料老人ホームへの入居一時金など

出典:生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

保障期間: 1年間
 団体割引: 30%・損害率による割引: 15%

※左記は被保険者1名あたりの掛金になります。
 ※新規にご加入いただく場合は2020年12月1日時点の満年齢で84歳までとなります。
 ※2020年12月1日時点の満年齢で適用される掛金額の賃金控除(口座振替)は2021年2月からとなります。なお、保障期間内に誕生日を迎えても掛金額の変更はありません。

ご注意 この特約の掛金は、保険の対象となる方の2020年12月1日時点の満年齢が適用されます。
 ※年齢が上がると、急激に保険料が上がりますので十分にご確認ください。

個人賠償責任特約 **おすすめ!** 国内の損害賠償事故について「示談交渉サービス」があります。

■保障内容 (保障対象者は、組合員本人に加え、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子となります。)
 国内外を問わず、保障対象者が日常生活の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金をお支払いします。
 ※日本国内での事故に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行いません。(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合、事故のご報告が著しく遅れた場合、相手との示談交渉が終了した場合等を除きます。)
 ※携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組100万円を超える物等は受託品に含みません。

日常生活のさまざまなリスクを保障します!

買い物中に高価な商品を落として壊してしまった

打ったゴルフボールで誤って他人にケガをさせてしまった

NEW! 他人から借りた旅行カバンを盗まれてしまった

NEW! 保障範囲が広がりました!!
 ※詳細はP.14をご覧ください
 掛金の改定があります

自転車事故ももちろん保障!

注目 自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった

条例等で自転車に乗る際の賠償保険付保が義務付けられている自治体にお住まいの方は加入が必須です。
 自転車事故の高額賠償事例
 賠償額*1 **9,521万円**

事故の概要
 男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中で自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
 *1 賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。
 出典:一般社団法人日本損害保険協会ホームページ

■保険金額	■月払掛金
1事故限度額 国内無制限 (国外1億円) (免責金額なし)	110円

*2 受託品については1個または1組で100万円(時価)が上限となります。
 保障期間: 1年間
 団体割引: 30%
 損害率による割引: 15%

■加入タイプ
 家族型

携行品特約

■保障内容
 国内外を問わず、外出先で保険の対象となる方が所有する携行品が損壊、盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
 (紛失・置き忘れ等は除きます。また、適用対象外となる携行品等についてはP.15をご参照ください。)

外出先でカバンを盗難されてしまった

外出先でスーツケースを壊してしまった

プレー中にゴルフクラブをダブって折ってしまった

■保険金額	■加入タイプと月払掛金
保険期間中限度額 30万円 (免責金額 5,000円)	本人型 100円 夫婦型 120円 家族型 160円 家族型(配偶者を除く) 140円

保障期間: 1年間
 団体割引: 30%
 損害率による割引: 15%

ホールインワン・アルバトロス費用特約

■保障内容
 国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用をお支払いします。(国内のみ)

■保険金額	■加入タイプと月払掛金
1事故限度額 50万円 (免責金額なし)	本人型 300円 夫婦型 450円 家族型 710円 家族型(配偶者を除く) 560円

保障期間: 1年間
 団体割引: 30%
 損害率による割引: 15%

その他のオプション

※詳しい保障内容はP.14・15「保障のあらまし」をご覧ください。

- 借家人賠償責任特約** ■ **保障内容** 国内の借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
 また、上記の他、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約にもとづいて借戸室を修理した費用も保障します。
 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。
- 加入タイプ** 本人型(生協組合員本人が居住する借戸室)
- 住宅内生活用動産特約** ■ **保障内容** 国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。なお、保険の対象となる方の居住の用に供される住宅内に所在し、保険の対象となる方が所有する生活用動産が対象となります。また、以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含まれます。
 ・保険の対象となる方の単身赴任先
 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先
- 加入タイプ** 本人型・夫婦型・家族型・家族型(配偶者を除く)のいずれかを選択

〈各オプションの被保険者(保険の対象となる方)の範囲〉

オプション	加入タイプ
介護保障特約	本人型(記名式)
個人賠償責任特約	家族型
携行品特約 ホールインワン・アルバトロス費用特約 住宅内生活用動産特約	本人型・夫婦型・家族型・家族型(配偶者を除く)のいずれかを選択
借家人賠償責任特約	本人型(生協組合員本人が居住する借戸室)

〈加入タイプ別の被保険者の範囲〉

被保険者(保険の対象となる方)	その他のオプション	生協組合員本人	生協組合員本人の配偶者	生協組合員本人・配偶者以外のご家族	生協組合員本人・配偶者の両親
		介護保障特約	○	○	○*1
本人型		○	×	×	
夫婦型		○	○	×	
家族型		○	○	○*3	
家族型(配偶者を除く)		○	×	○*4	

- *1 「同居・別居および婚姻歴にかかわらず本人またはその配偶者の子」を加入対象とします(個々に加入手続きが必要です)。
- *2 戸籍上の両親のことをいいます。内縁の配偶者の両親は含まれません(個々に加入手続きが必要です)。
- *3 「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。
- *4 「本人の同居の親族(配偶者を除く)」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。
- ※上記の統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
- ※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して保険会社が直接内容を確認させていただくことがあります。
- 「同居」とは、同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性及び扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いとなります。
- ※家族型・夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合、保険期間の終了までご本人部分の保障を除く加入内容として取り扱うことができます。
- ※賠償責任に関する保障において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

○保障のあらまし(オプション)

■介護保障特約

保険の対象となる方が、保険期間中に初めて公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合に保険金をお支払いします。この保障については、死亡に対する保障はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

〔公的介護保険連動型(要介護2以上)〕

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護保障特約 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合 ▶保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回(通算)に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 先天性疾患によって生じた要介護状態 医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>*3 既に発生している要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり等、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>

■賠償責任に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ▶保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ▶電車等*1を運行不能にさせた場合 ▶国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ▶保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ▶差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ▶受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ▶自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ▶受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ▶受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ▶受託品の電氣的事故または機械的的事故 ▶受託品の置き忘れまたは紛失*4 ▶詐欺または横領 ▶風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ▶受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>
借家人賠償責任特約	国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も保障します。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 心神喪失によって生じた損害 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任特約	国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も保障します。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 心神喪失によって生じた損害 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

●ご加入いただく場合の掛金・保険金額【保障期間:1年間・団体割引:30%・損害率による割引:15%】

	保険金額	
	1事故限度額(免責金額なし)	月払掛金
	1,000万円	170円
	2,000万円	320円
	3,000万円	470円
	5,000万円	780円
	1億円	1,550円

■財産に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは保障の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・原動機付自転車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン、タブレット等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 <p>等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みません。)に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 <p>等</p>

■費用に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ●記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。(例:保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。)</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を保障する他の保険契約にご加入いただいている場合には、保障内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p>等</p>

※本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款 および特約」に記載しています。必要に応じて、東京海上日動火災保険(株)ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度)とします。また、所定の臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは保障の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・原動機付自転車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン、タブレット等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 <p>等</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含まれます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先</p> <p>*2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みません。)に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害 <p>等</p>

●ご加入いただく場合の掛金・保険金額【保障期間:1年間・団体割引:30%・損害率による割引:15%】

保険金額	月払掛金
保険期間中限度額 500万円 (免責金額5,000円)	本人型 880円
	夫婦型 900円
	家族型 950円
	家族型(配偶者を除く) 930円

重要 2020年12月1日始期契約からの主な改定ポイント

1. 医療保障の改定(詳細は、P.5~8をご覧ください。)

(1) 先進医療から総合先進医療への切替

従来の「先進医療特約」では保険金を定額払としておりましたが、「総合先進医療特約」では保険金を実額払にする等保障が変更になりました。

(2) 三大疾病一時金特約の新設

がんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中となり入院したときに、一時金をお支払いします。

(3) 30プランの新設

入院日額15,000円タイプ(30プラン)が新設されました。

2. 介護保障特約の改定(詳細は、P.11・13をご覧ください。)

介護保障の対象となる方が、組合員本人・配偶者の「戸籍上の両親」に加え、「本人」「配偶者」「子ども」まで拡大されました。

3. 個人賠償責任特約の改定(受託品賠償責任特約(月額100円)の保障を追加等するため、掛金が月額80円から110円に改定されます。)

保険金のお支払対象に、以下の損害賠償責任を追加します。

①以下の管理財物を損壊(ア)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含みます。)したことによって保険の対象となる方が負担する損害賠償責任

(a) 他人から預かった物・レンタル品等の受託品(日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。)

(b) ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産

(c) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート

②誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合(電車等の財物損壊なし)に、鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任

③別居の未婚の子等(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任

4. 受託品賠償責任特約(本特約を廃止し、個人賠償責任特約に変更のため、掛金が月額100円から110円に改定されます。)

「個人賠償責任特約」の改定に伴い、「受託品賠償責任特約」の販売を中止します。

従来「受託品賠償責任特約」を付帯されていたご契約については、「個人賠償責任特約」に切替(移行)されています。

※個人賠償責任特約の保障が重複する可能性がある場合は、保障内容を確認の上「更新しない」のお申込みをする等のご対応をお願いいたします。

お申し込み方法

▶ 加入者資格

● 電通共済生協の組合員(保障開始日時点)

▶ お申し込み方法

● 加入手続き

新規ご加入の方、ご加入内容の変更をご希望される方は、加入申込書にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。
 現在ご加入中の内容にて更新(変更せず継続)される方につきましては、申込書の提出は不要です。
 なお、キャンペーン期間中の新規加入の方は、ユアサポート(株)ホームページよりWeb手続きいただくことも可能です。
 詳細は本パンフレット、Myセーフティの申込書ほかをご参照ください。

● 保障期間の開始

2020年12月1日午前0時から保障開始となります。
 ただし、更新契約は午後4時からとなります。(更新契約における増口等の加入内容変更も午後4時からの保障となります。)
 なお、中途加入の場合は原則として加入申込書提出月の翌々月1日の午前0時から保障開始となります。
 (期中でのタイプ変更や保障内容変更は代理店受付日が25日までの場合は翌月1日から保障変更となります。)

● 掛金お支払い(12回払い)

	払込方法	払込開始時期
現職組合員	賃金控除のみ(毎月控除)	保障開始月の2ヶ月後の賃金から控除開始
退職組合員	口座振替	保障開始月の2ヶ月後から振替開始(毎月振替)

2ヶ月続けて掛金控除が不能となった場合は、原則として保険会社に対して脱退手続きをとりますのでご了承ください。
 ※退職組合員の方が、Myセーフティにご加入される場合、必ず電通共済生協掛金控除が可能な本人口座(マイカー共済指定口座を除く)の登録が必要となります。
 ※Myセーフティは月払のみです。年払・半年払はありません。

▶ お手続き停止期間について

中途でのご加入およびご加入内容の変更については、以下の期間お手続きの受付を停止いたしますのでご了承ください。

※被保険者死亡に伴う各種手続き・住所変更等、一部手続きについてのみ例外として受付けます。
 ※解約の取り扱いについては別途ユアサポート(株)のホームページ上に掲載いたします。

【受付を停止する期間】

中途加入：5月下旬~11月末日
 加入内容変更：5月下旬~11月末日
 中途解約：10月下旬~11月末日(10月23日(金)ユアサポート到着分まで)
 ※新入社員募集・キャンペーン対応は除きます。

本取り扱いキャンペーン前の一定期間とキャンペーン期間中に、システム管理上キャンペーン申込書のデータ生成・印字内容との整合をとるため、中途加入・加入内容変更について受付を停止させていただくものです。
 期間等の詳細についてはユアサポート(株)のホームページをご確認ください。

▶ 加入者票について

今回のご加入内容に基づいて、保障開始月の翌月を目途に加入者票を送付いたします。加入者票は大切に保管してください。
 (キャンペーン加入・更新の場合は2021年1月下旬発送)

〈ご注意〉
 ・現在ご加入の方につきましては、ご加入者の方から特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入中の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
 ・加入者票は、電通共済生協ご登録の住所への郵送となります。住所に変更があった場合は、所属の組合または組織にお申出ください。

▶ ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の事項についてご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、ユアサポート(株)までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
 - 保険金をお支払いする主な場合
 - 保険金額(ご契約金額)、免責金額(自己負担額)
 - 保障期間(保険のご契約期間)
 - 掛金・掛金払い込み方法
 - 保険の対象となる方
2. 加入申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
 - すべての方がご確認ください。
 - 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認いただきましたか?
 - 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
 - 医療保障・介護保障特約にご加入の方はご確認ください。
 - 加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
 - 保険の対象となる方によって「健康状態等告知」欄に正しく告知・署名いただいていますか?
 (ただし、介護保障特約については生協組合員本人による代理告知(組合員は本人による告知)のみとなります。)
 - 傷害保障にご加入の方はご確認ください。
 - 加入申込書の「職業・職務」欄は正しく記載されていますか?
 (「職業・職務」別の職種級別については、下記職種級別区分表をご覧ください)
3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか? 特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務(ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出いただく義務)・通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務)」、「保障の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。また、個人賠償責任保障特約をご加入の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が重複することがあります。

▶ 生協組合員ご本人の職種級別(「職業・職務」)をご確認ください

以下の職種級別区分表をご参照のうえ、加入申込書へ「職業・職務」の記載をお願いします。

職種級別(「職業・職務」)区分

- ◎ 職種級別(「職業・職務」)A⇒下表「級別Bに該当する職種」以外の職種
- ◎ 職種級別(「職業・職務」)B⇒下表に該当する職種を職業としている場合
 (なお、送電線架線工・敷設工・電気通信設備工などの「電気作業」の方々は級別Aとなります)

級別Bに該当する職種 主な例 (いずれも趣味やボランティア活動で行うものは除きます)			
建設作業	●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業	農林業作業	●農耕作業 ●植木職・造園師 ●育林・伐木作業 ●養畜作業
自動車運転	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転者(クレーンやパワーショベル等) ・二輪自動車の運転者	漁業作業	●漁労作業(船長・航海士等も含む) ●潜水漁師 ●水産養殖作業
		採鉱・採石作業	●採掘作業 ●じゃり・砂・粘土採取作業 ●ダム・トンネル掘削作業
		木・竹・草・つる製品製造作業	●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工

以下のお仕事(「職業・職務」)に該当する場合には、ご加入いただけませんのであらかじめご了承ください。詳細は、ご加入の代理店または、保険会社までお問い合わせください。
 オートデスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事(「職業・職務」)

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 医療・傷害(Myセーフティ)にお申し込みいただく皆様へ

【マークのご説明】 **契約概要** …保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
注意喚起情報 …ご加入に際し、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。**必ず最後までお読みください。**

- ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お申し込み時にご確認いただきたいこと

1. 商品の仕組み

契約概要

この保険は、電通共済生協を契約者とし、電通共済生協の組合員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険契約上の権利・義務は契約者が保有する保険証券・約款にもとづいており、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。基本となる保障、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる保障および主な特約の概要等

契約概要 注意喚起情報

基本となる保障の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット・加入者票送付時に同封する保障のあらまし等をご確認ください。(記載のない事柄につきましては、契約者が保管する保険証券・約款に抛ります。)

3. 保障の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約にご加入される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには保障が重複することがあります。保障が重複すると対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください*2。

- 個人賠償責任特約 ●借家人賠償責任特約 ●携行品特約
- 住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定

契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。医療保障・介護保障特約においては、保険期間の途中での申し出による保険金額の増額等はできません。

5. 保険期間および保障の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および保障の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。なお、保障開始日時点で加入者資格がない場合は、新規申込・加入内容変更(自動継続を含みます)のお手続きを取り消しさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

6. 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 掛金の決定の仕組み

契約概要

掛金はご加入いただくタイプ等によって決定されます。掛金については、パンフレット等をご確認ください。

なお本パンフレットに記載の掛金は募集実績・損害保険料率算出機構による傷害保険参考純率改定等に応じて変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 掛金の払込方法

契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 掛金の一括払込みが必要な場合について

注意喚起情報

ご加入者の加入部分*1に相当する掛金が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等に、そのご加入者の残りの掛金を一括して払込みいただくことがありますのであらかじめご了承ください。

*保険期間の開始後、掛金の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て掛金を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、掛金を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*医療保障・介護保障特約が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや保障対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、後記「8.告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての保障をいいます(例えば、加入内容変更による変更掛金を払込みいただけない場合、変更掛金を払込みいただけない保障だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての保障が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 告知義務

注意喚起情報

加入申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(取扱代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

*告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「1.通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする保障ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は保障によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本保障・特約	傷害保障	医療保障	介護保障特約
項目名			
生年月日	—	★	★
性別	—	★	—
職業・職務*1	☆	—	—
健康状態告知*2	—	★	★

*すべての保障について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合のみとなります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

【医療保障・介護保障特約の「告知」(健康状態等告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料(掛金)を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態等告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にのりなくご回答ください。

なお、介護保障特約にご加入される場合または介護保障特約の保険金を増額される場合の健康状態告知に関してのみ本人(生協組合員本人)による代理告知(組合員は本人による告知)が必須となりますので、本人(生協組合員本人)が保障の対象となる方の健康状態等をご確認のうえ、所定の健康状態告知をご回答・ご署名ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(継続契約を含め、お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。

●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*5 更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。

*6 更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

9. クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

10. 保険金受取人

注意喚起情報

【傷害保障】

当方の認定するやむを得ない事情があり、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合*1は、お手数ですがパンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 原則として取り扱っておりません。なお、家族型保障（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

11. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・保障内容や掛金に変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の掛金については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りをする場合や保障対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。

お申し込み後にご注意いただきたいこと

1. 通知義務等

注意喚起情報

【通知事項】

加入申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保障ごとの通知事項は、前記「8.告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての保障共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、[あらかじめ](#)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先にその旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約される時

契約概要

注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。（所定の受付停止期間があります。）

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社所定の計算方法で掛金を返還、または未払掛金を請求*1することがあります。返還または請求する掛金の額は、掛金の払込方法や解約理由により異なります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や掛金に変更となったり各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 本制度については、初回保険料の徴収が保障開始月の翌々月となっていることから、中途解約された場合には、解約日以後2ヶ月に亘って保険料の引落とし、または払い込みが発生することについてあらかじめご留意をお願いします。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

医療保障・傷害保障・介護保障特約においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る保障を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎えるとき

契約概要

【保険期間終了後、保障の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や請求内容・年齢等によっては、次回以降の保障の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の掛金】

掛金は、保障ごとに更新日現在の年齢および掛金率等によって計算します。したがって、その保障の更新後の掛金は更新前の掛金と異なることがあります。

【保障対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療保障において、更新前契約に保障対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態等告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、保障対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや保障対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の保障内容を拡充する場合】

医療保障・介護保障特約において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、保障内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れやご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますのでご注意ください。

【更新加入申込書等記載の内容】

更新加入申込書等に記載している加入者情報（ご加入者【電通共済生協の組合員】の氏名【ふりがな】、個人コード、所属等）について確認いただき、変更があれば所属の組合または組織にお申し出ください。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入申込書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入申込書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

その他ご注意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 保険契約者である電通共済生協は引受保険会社に本加入申込書等に関する個人情報を提供いたします。電通共済生協（グループ会社を含みます）、引受保険会社および引受保険会社のグループ各社、きらら保険サービス株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険・共済引受の継続、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を電通共済生協、他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、生協組合員の所属する健康保険組合等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害保障で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、保険金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

保障内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害保障、賠償責任に関する保障、財産に関する保障、費用に関する保障	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで保障されます。
医療保障・介護保障特約		原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4. 引受保険会社について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約（医療保障・介護保障特約については、東京海上日動火災保険株式会社単独の引受けとなります。）であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

○東京海上日動火災保険株式会社(幹事)、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

5. その他ご加入に関するご注意事項

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。 注意喚起情報

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。なお、加入者票に同封されている「保障のあらまし」については、本パンフレット記載事項を補完し、本パンフレット記載事項と同等の効果を及ぼすものとします。

注意喚起情報

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等は
 パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
 引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
 引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 <通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
 ナビダイヤル
 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

事故(保険金請求事由)が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに(医療保障については30日以内・介護保障特約については遅滞なく)ユアサポート(株)ホームページ(https://your-support.co.jp)にアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。事故報告をいただいた後、東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配させていただきます。

- 賠償責任に関する保障において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。また、過去の保険金請求・支払い状況に応じて診断書のご提出や医療機関への照会等の調査をさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。(ご協力いただけない場合は、約款上の定めに従って保険金のお支払いを留保する場合や保険金をお支払いできない場合があります。)
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する保障においては引受保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が当社にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、引受保険会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は引受保険会社に移転します。
- 賠償責任に関する保障において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場面に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

〈万一事故にあわれた際のお手続き方法〉

- 1 まずは事故報告** ユアサポート(株)ホームページ(https://your-support.co.jp/)にアクセスいただき、事故受付ページから、詳しい状況のご報告をお願いいたします。
- 2 必要書類のご手配** 事故報告をいただいた後、10日ほどで東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配させていただきます。
 ※報告内容によっては内容のご確認のためご連絡させていただくことがあります。
- 3 保険金請求書・必要書類のご返送** 保険金請求書の必要事項をご記入いただき、その他必要書類とあわせて返送用封筒にてご返送ください。
- 4 保険金のお支払い** 保険金請求書の内容・約款等にもとづいて審査を行ない、保険会社から保険金をお支払いさせていただきます。
 ※内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。

死亡または重度障害になったときの保障

生命共済〈ささえ愛〉

■契約引受団体：電気通信産業労働者共済生活協同組合（略称：電通共済生協）

- 契約概要** …共済のご契約に際して共済制度の内容を理解していただくために必要な事項です。
- 注意喚起情報** …ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項です。

共済契約者(契約できる方)

契約概要

電通共済生協の組合員

契約の種類／被共済者(保障の対象となる方)の範囲

契約概要

	契約の種類		
	本人契約	配偶者契約	子ども契約
被共済者 (保障の対象となる方)	生協組合員本人 (共済契約者)	生協組合員の 配偶者	生協組合員と同一生計の子ども
新規・増口契約 できる方	2020年12月1日現在、65歳以下で「健康告知事項」に該当しない方		2020年12月1日現在、24歳以下で「健康告知事項」に該当しない、生協組合員と同一生計の子ども
更新契約	更新日時点の満年齢による契約限度口数の範囲内で84歳まで更新できます。		更新日時点の満年齢24歳以下で生協組合員と同一生計の子ども ただし、扶養している場合のみ25歳以降も更新できます。

- 「健康告知事項」は、申込書に記載しています。健康告知事項に該当する場合は、新規契約および増口契約することができません。なお、すでにご契約されている口数の範囲内で更新する場合(減口含む)は、健康告知の必要はありません。
- 同一生計とは共済契約者と日々の消費生活において各々の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。

保障内容(共済金額)

契約概要

死亡または重度障害時に保障します。(1口あたりの保障額100万円)

※入院・通院の保障はありません。

**新規契約・増口契約は65歳まで！
84歳まで更新できます。引き続きご継続ください。**

電通共済生協の生命共済は、**1口あたり100万円保障**

「死亡に対する保障」「重度障害に対する保障」の共済です。

■電通共済生協が認定する重度障害は、「労働者災害補償保険法施行規則別表第一」の障害等級(1級、2級、3級の2.3.4.)にもとづきます。身体障害者手帳の等級による認定は行いません。

※満期共済金・配当金・解約返戻金等はありません。

共済掛金額

契約概要

●1口(100万円保障)あたりの掛金額

〈生協現職組合員の方〉

2020年12月1日 時点の満年齢	本人契約			配偶者契約			子ども契約	
	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	半年払	年払
～35歳	155円	900円	1,800円	155円	900円	1,800円	年齢に 関係なく 600円	年齢に 関係なく 1,200円
36～45歳	180円	1,050円	2,100円	180円	1,050円	2,100円		
46～55歳	250円	1,450円	2,900円	250円	1,450円	2,900円		
56～60歳	380円	2,250円	4,500円	380円	2,250円	4,500円		
61～65歳	550円	3,200円	6,400円	550円	3,200円	6,400円		
66～70歳	—	—	—	1,010円	5,850円	11,700円		
71～75歳	—	—	—	1,770円	10,250円	20,500円		
76～80歳	—	—	—	3,490円	20,150円	40,300円		
81～84歳	—	—	—	6,370円	36,750円	73,500円	子ども契約は、キャンペーン時のみお申し込みができます。月払掛金はありませぬ。	

〈生協退職組合員の方〉

2020年12月1日 時点の満年齢	本人契約		配偶者契約		子ども契約
	月払	年払	月払	年払	年払
～35歳	155円	1,800円	155円	1,800円	年齢に 関係なく 1,200円 子ども契約は、キャンペーン時のみお申し込みができます。月払掛金はありませぬ。
36～45歳	180円	2,100円	180円	2,100円	
46～55歳	250円	2,900円	250円	2,900円	
56～60歳	380円	4,500円	380円	4,500円	
61～65歳	550円	6,400円	550円	6,400円	
66～70歳	1,010円	11,700円	1,010円	11,700円	
71～75歳	1,770円	20,500円	1,770円	20,500円	
76～80歳	3,490円	40,300円	3,490円	40,300円	
81～84歳	6,370円	73,500円	6,370円	73,500円	

- 〈共通〉**※本人契約・配偶者契約の期中契約(キャンペーン以外での申し込み)は、月払のみとなります。
- ※2020年12月1日時点の満年齢で適用される掛金額は、共済期間2020年12月1日～2021年11月30日までとなります。共済期間内に誕生日を迎えても掛金額の変更はありません。
- ※保障の対象となる方1人あたりの掛金です。

契約限度口数と最高保障額

契約概要

●年齢による契約限度口数があります。

〈生協現職組合員の方〉

()内は保障額です。

契約年齢 (2019年12月1日時点の満年齢)	本人契約・配偶者契約		子ども契約	
	契約限度口数	新規・増口契約時の限度口数	年齢	口数
～60歳	30口 (3,000万円)	30口 (3,000万円)	～24歳	5口 (500万円)
61歳～65歳		20口 (2,000万円)〈注1〉		
66歳～70歳	20口 (2,000万円)	新規・増口契約は できません	25歳以上	扶養している場合のみ、24歳の契約満了時点の契約口数を限度に継続契約できます。
71歳～75歳	10口 (1,000万円)			
76歳～84歳	5口 (500万円)			

〈注1〉2020年12月1日時点で61歳～65歳の方は、20口を限度口数として新規・増口できます。

〈生協退職組合員の方〉

()内は保障額です。

契約年齢 (2019年12月1日時点の満年齢)	本人契約・配偶者契約		子ども契約	
	契約限度口数	新規・増口契約時の限度口数	年齢	口数
～65歳	30口 (3,000万円)	10口 (1,000万円)〈注2〉	～24歳	5口 (500万円)
66歳～70歳	20口 (2,000万円)	新規・増口契約は できません	25歳以上	扶養している場合のみ、24歳の契約満了時点の契約口数を限度に継続契約できます。
71歳～75歳	10口 (1,000万円)			
76歳～84歳	5口 (500万円)			

〈注2〉2020年12月1日時点で～65歳の方は、10口を限度口数として新規・増口できます。

○ 契約時に注意していただきたいこと

契約概要

注意喚起情報

- 共済契約のお申し込みの際は、必ず被共済者(保障の対象となる方)の同意を得てお申し込みください。 注意喚起情報
- 共済契約者(ご契約できる方)が日本国籍を持たない場合
以下の(1)～(3)の条件を全て満たしている場合に契約できます。
(1)日本に居住していること
(2)「在留カード」または「特別永住者証明書」の交付を受けていること
(3)自分で手続きをとることができるだけの日本語能力を持っていること
- 被共済者(保障の対象となる方)が日本国籍を持たない場合
(1)日本に居住していること
(2)「在留カード」または「特別永住者証明書」の交付を受けていること
- 夫婦がともに電通共済生協の組合員である場合、同一の被共済者に対し、合わせて契約限度口数の範囲内で契約することができます。ただし、親子がともに電通共済生協の組合員である場合、それぞれが「本人契約」をしてください。「子ども契約」をしていた場合は、無効契約となり共済金は支払われません。
- 夫婦がともに電通共済生協組合員の場合、同一の子どもに対し5口を限度に契約することができます。夫婦あわせて5口を超えて契約をしていた場合、超過した分の契約口数は無効となります。 注意喚起情報

○ 共済契約の成立と共済期間

契約概要

注意喚起情報

- 告知義務について 注意喚起情報
共済契約の申し込みをする際には、申込書の「告知事項」について事実を正確に告げなければなりません。共済契約の申込日において、告知事項に該当する場合には、新規契約、増口契約の被共済者(保障の対象となる方)となることができません。告知義務違反があった場合、共済契約の発効日から5年以内であれば、「告知義務違反」として契約を解除することがあります。また、発効日から5年以内に死亡・重度障害となった場合で、その原因が告知義務違反をした事実と因果関係があるときには共済金はお支払いしません。
なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、発効日からの経過年数にかかわらず詐欺による契約として契約の取り消しをし、共済金をお支払いできない場合があります。
※すでにご契約されている口数を更新する場合、健康告知の必要はありません。
※期中契約の場合、健康告知日は、発効日から1か月以内の日となります。
- 共済期間と共済契約の更新
1. 共済期間は、12月1日から翌年11月30日までの1年間です。共済期間の途中で契約(期中契約)する場合は、発効日(保障が開始される日)から11月30日までが共済期間となります。
2. 共済契約者から共済期間の満了日までに解約または変更の申し出がない場合は、満了する共済契約と同一内容(規約細則の改正があったときは改正後の内容、掛金が改正になった場合は改正後の共済掛金)で契約を更新します。なお、制度改正(掛金改正を含む)など生協組合員に関わる重要な事項は、生協組合員の代表(総代)による総代会で決定されます。
3. 更新日(12月1日)の契約年齢により共済掛金額または契約口数の最高限度が変更される場合があります。
- 発効日(保障が開始される日) 注意喚起情報
キャンペーン時の申込書で申し込まれた場合の発効日は12月1日(午前0時から保障開始)となります。
- クーリングオフについて 注意喚起情報
申し込みの日を含め、その日から8営業日以内であれば、クーリングオフ(申し込みの取り消し)ができます。この場合、払い込みいただいた共済掛金をお返しします。
- 更新できる契約年齢の限度
本人契約、配偶者契約は、契約年齢(12月1日時点における年齢)満84歳まで、子ども契約は契約年齢24歳まで更新できます。25歳以上の子どもは扶養している場合のみ、満了する共済契約の口数を限度として更新できます。

■ 契約証書の交付 注意喚起情報

ご契約をお引受けした場合は、「契約証書」をお送りします。「契約証書」に記載された契約内容がお申込内容と相違ないことを、必ずご確認ください。
万一、契約内容が相違していたり、ご不明な点がございましたら、所属の組合・組織または電通共済生協までご連絡ください。「契約証書」は、重要な書類ですので、大切に保管してください。
また、キャンペーン期間以外の期中契約での申し込みの場合、申込書の「本人控」を契約証書とし、契約証書は発行しませんので必ず保管してください。

■ 職域退職後の契約条件について

1. 電通共済生協の職域を退職後も、生命共済を継続して利用できます。利用するためには生協退職組合員となる必要があります。
2. 生協退職組合員となるには、次の(1)(2)の条件をともに満たしている必要があります。
(1)退職時に電通共済生協の総合(慶弔)共済以外の共済利用があること
(2)10年(9年と1日以上)電通共済生協の組合員であること

○ 共済掛金の払込方法等について

契約概要

注意喚起情報

■ 共済掛金の払込方法と払込経路 注意喚起情報

〈生協現職組合員の方〉

● 払込方法の種類

- ①月払 毎月の賃金から控除します。
- ②半年払 6月と12月の特別手当から控除します。
- ③年払 12月の特別手当から控除します。

※所属の組合・組織によって掛金の控除方法が異なります。

※夏期・年末特別手当の支給がない雇用形態の方で「半年払」「年払」を選択された場合は「コンビニ払込票」で掛金の払込手続きが必要となります。

● 払込方法の組み合わせ(併用)について

- ①月払は、半年払または年払との併用が可能です。
- ②半年払と年払を併用することはできません。
※月払のみのお支払いもできます。

例えば…

本人	配偶者	子ども	
半年払	半年払	半年払	○できます。
月払 年払	月払	年払	○できます。月払は自由に選択できます。※子どもの月払はありません。
月払	半年払	半年払	○できます。本人が月払のみを選択した場合でも配偶者・子どもは半年払を選択することができます。
年払	半年払	半年払	×できません。被共済者ごとに、半年払と年払を併用することはできません。
年払 半年払			×できません。本人契約で口数を分けた場合、半年払と年払を併用することはできません。

〈生協退職組合員の方〉

● 払込方法の種類

- ①月払 毎月20日に口座振替となります。
- ②年払 毎年11月20日に口座振替となります。

※金融機関が休日の場合は翌営業日となります。

● 払込方法の組み合わせ(併用)について

- ①月払は、年払との併用が可能です。
※月払のみのお支払いもできます。

例えば…

本人	配偶者	子ども	
月払	月払		○できます。
月払 年払	月払	年払	○できます。月払は自由に選択できます。※子どもの月払はありません。
月払	年払	年払	○できます。本人が月払のみを選択した場合でも配偶者・子どもは年払を選択することができます。

生協退職組合員のお支払いは前払いとなります。現職時に月払で契約をされていた方は、退職後初めて迎える11月20日の口座振替は現職契約の11月分と退職契約の12月分の2か月分の口座振替となります。

■ 共済掛金の払込猶予期間 注意喚起情報

更新契約および第2回目以降の共済掛金の払い込みについて、払込期日の翌日から1か月の払込猶予期間を設けています。ただし、細則に定める条件にあてはまる場合には、払込猶予期間は3か月とします。

○キャンペーン期間以外の申込み(期中契約)について

契約概要 注意喚起情報

■発効日(保障が開始される日) 注意喚起情報

キャンペーン期間以外に申し込まれた場合(期中契約)の発効日は、申込書の受付日(申込書受付日)の翌日以降の生協組合員が指定した日(午前0時から保障開始)となります。指定日がない場合は、申込書受付日の翌日を指定日とみなし保障を開始します。

■共済掛金の払込方法について 注意喚起情報

〈生協現職組合員の方〉キャンペーン期間以外の申込みの場合は、月払となり毎月の賃金から控除となります。
 〈生協退職組合員の方〉キャンペーン期間以外の申込みの場合は、月払となり毎月20日に口座振替となります。
 ※金融機関が休日の場合は翌営業日となります。

■共済掛金額

1口(100万円保障)あたり

本人契約・配偶者契約			
2020年12月1日時点の満年齢	月 払	2020年12月1日時点の満年齢	月 払
～35歳	155円	66歳～70歳	1,010円
36歳～45歳	180円	71歳～75歳	1,770円
46歳～55歳	250円	76歳～80歳	3,490円
56歳～60歳	380円	81歳～84歳	6,370円
61歳～65歳	550円		

※生協現職組合員の方の子ども契約は、キャンペーン時に「年払」または「半年払」のみの申込みとなります。
 生協退職組合員の方の子ども契約は「年払」のみの申込みとなります。
 ※契約年齢66歳以上は新規契約・増口契約できません。また、子ども契約は生協現職組合員と共通です。

○契約後に通知していただきたい事項(通知義務)

注意喚起情報

次の場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください

1. 共済契約者の氏名、住所、住居表示に変更があったとき。
2. 離婚等で被共済者(保障の対象となる方)が被共済者の範囲に該当しなくなったとき。

○共済契約が無効・消滅・失効となる場合

注意喚起情報

■契約が無効となる場合

1. 被共済者(保障の対象となる方)が発効日(保障が開始される日)または更新日(12月1日)にすでに死亡していたとき。
2. 発効日または更新日にすでに被共済者の範囲外であったとき。
3. 本人契約、配偶者契約、子ども契約の契約できる限度口数を超えて契約した場合の超えた口数。
4. この組合の組合員である子どもに対し、子ども契約をしていたとき。

■契約が消滅となる場合

共済期間中に被共済者が死亡したときまたは重度障害となり共済金をお支払いしたとき。

■契約が失効となる場合

払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれなかったとき、共済契約は掛金の払込期日の翌日午前0時にさかのぼって効力を失います。

○共済契約を解除する場合

注意喚起情報

■次の場合、電通共済生協は共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 配偶者契約の被共済者が、婚姻関係の解消のため配偶者でなくなったとき。
2. 子ども契約の被共済者が、養子縁組の解消のため子どもでなくなったとき。
 ※被共済者である子どもが、同一生計外となった場合、当該共済契約の共済期間が終了するまでの期間(11月30日まで)を限度に契約を継続できます。ただし、契約の更新はできません。

■共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失により、共済契約申込書のうち告知事項について事実でないことを告げたときは、電通共済生協は契約を解除することができます。

○共済契約が取り消しとなる場合

注意喚起情報

共済契約申し込み時に、被共済者(保障の対象となる方)の同意を得ていなかったときまたは、共済契約者の詐欺または強迫によって共済契約を締結したとき共済契約は取り消しとなります。

○共済契約の解約と掛金返還

注意喚起情報

■共済契約の解約について

1. この契約はいつでも将来に向かって解約することができます。解約する場合は、電通共済生協所定の用紙に必要事項を記入して所属の組合・組織に提出してください。
2. 共済期間途中で解約する場合は、解約受付日の翌日以降の契約者の指定した日または解約受付日の翌月1日のいずれか遅い日の午前0時から解約となります。

■共済掛金の返還について

契約が消滅、解約、解除した場合または契約が無効であった場合には、事業規約に基づき、3年間分を限度に、共済掛金を共済契約者に返還します。ただし、共済期間中に被共済者が死亡または重度障害となり共済金が支払われた場合は共済掛金を返還しません。

■生協退職組合員の方が電通共済生協の共済をすべて解約した場合、生協退職組合員の資格が消滅し、再度生協退職組合員として各共済を利用することができません。

○利用分量割戻金・保険料控除

契約概要

注意喚起情報

■利用分量割戻金について

毎年の決算により、剰余金が生じた場合、法定の剰余金処分量を控除した後、総代会の議決を経て利用分量割戻金として共済契約者に還元します。
 ※電通共済生協の共済制度には、満期共済金、配当金はありません。

■保険料控除について

注意喚起情報

生命共済(本人契約、配偶者契約、子ども契約)の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。

○共済契約者が電通共済生協を脱退した場合

契約概要

注意喚起情報

■当該共済契約の共済期間が終了するまでの期間(11月30日まで)を限度に契約を継続できます。

ただし、契約の更新はできません。

■生協遺族組合員について

1. 共済契約者(生協組合員本人)が死亡により脱退し、生協退職組合員資格を満たしている場合、またはすでに生協退職組合員である場合、その配偶者が共済契約者となり生協遺族組合員として加入することができます。
 ※ただし、本人(亡くなられた組合員)契約以外の共済契約があることを条件とします。
2. 共済の利用は、生協遺族組合員が生協脱退、除名または死亡脱退するまでの間とします。

○ 共済金請求事由が発生したとき(共済金の請求)

契約概要 注意喚起情報

共済金の請求は、所属の組合・組織にお申し出ください。

■ 共済金受取人について

1. 共済金受取人は、共済契約者(生協組合員)本人となります。
2. 共済契約者(生協組合員)本人が死亡した場合の共済金受取人は、生命共済(ささえ愛)事業規約第9条(共済金受取人)の受取人順位に基づきます。共済金受取人の指定はできません。

第1順位	共済契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし、共済契約者または、内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合は除く)
第2順位	共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪
第3順位	共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた第2順位に該当しない親族
第4順位	第2順位に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪

第2順位および第4順位の受取人については、共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪の順位となります。なお、父母については、養父母を先にし、実父母を後に、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にします。

3. 同順位の共済金受取人が2人以上いる場合は、代表者を定めなければなりません。
上記、規約第9条(共済受取人)に定める共済金受取人がいない場合は民法の規定に準じ共済金をお支払いします。

■ 重度障害共済金の認定基準

重度障害共済金は労働者災害補償保険法施行規則別表第1の身体障害等級第1級から第3級の2、3、4に該当する場合にお支払いします。重度障害共済金は後遺障害(傷病が治った後に残る障害)に対し支払うため、傷病が治癒し、障害が無くなることも想定して交付される身体障害者手帳の等級による認定は行ないません。

■ 時効について

注意喚起情報

共済金受取人が共済金を請求できる権利は、共済事故発生日の翌日から3年間で消滅します。お早めにご請求ください。

■ 請求時に必要な各種証明書類について

注意喚起情報

各種証明書類等の取得のための費用は、共済金受取人の負担となります。

○ 共済金をお支払いできない主な場合

注意喚起情報

お支払いできないすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「契約のしおり」をご確認ください。

1. 次のいずれかに該当する場合に生じた共済事故については、共済金をお支払いできません。
 - (1) 被共済者(保障の対象となる方)が共済契約の発効日から1年以内に自殺したとき。
 - (2) 被共済者が共済契約の発効日から1年以内に自殺行為または故意(自殺行為を除く)により重度障害になったとき。
 - (3) 共済金受取人が故意に共済金を受け取ることを目的とした行為があったとき。
2. 告知義務違反の場合には、共済金をお支払いできない場合があります。P.27「告知義務について」もご確認ください。

○ 共済金が減額となる場合

注意喚起情報

新規契約・増口契約後、健康告知日において共済契約者または被共済者が、り患していた疾病および受傷していた傷害の事実を知らず、早期に共済金支払い事由が発生した場合、以下のとおり、減額した共済金をお支払いします。

1口あたりの支払い共済金額(死亡、重度障害)	
発効日から 60日以内	30万円
発効日から180日以内	50万円

※上記の減額は、新規契約・増口契約の口数分に対して適用します。

※健康告知が虚偽であった場合は、契約を解除し、共済金はお支払いしません。

○ 共済金と課税

死亡共済金を受け取った場合は、課税の対象となります。重度障害共済金については非課税です。

○ 共済金請求方法

各共済金請求の提出書類は以下の通りです。

提出書類	共済金請求書	死亡診断書 (死体検案書) (この組合が定める書式)	後遺障害診断書等	その他の必要書類
共済金の種類				
(1) 死亡共済金	○	○	—	○
(2) 重度障害共済金	○	—	○	○

※1) ○は必要書類

※2) 以下の場合は電通共済生協所定の「死亡診断書(死体検案書)」を電通共済生協所定以外の「死亡診断書(死体検案書)」または「市(区町村)役所その他公的機関で発行される死亡日・死因の記載のある証明書(死亡診断書付死亡届・死亡診断書記載事項証明書等)」で代用できます。

- ① 共済契約の発効日から2年以上経過して共済事故が発生した契約
- ② 死亡原因が災害死亡であることが明らかな場合

※3) 「後遺障害診断書等」とは以下のものをいいます。

- ① 電通共済生協所定の「後遺障害診断書」
- ② 他共済・保険等の「後遺障害診断書」および次のいずれかの書類
 - A. 労働者災害補償保険支給決定・支払振込通知書または支給決定通知書
 - イ. 公務災害認定通知書
 - ウ. 自賠責共済(保険)の後遺障害等級認定票

③ この組合が定める後遺障害認定をするために必要な情報が記載されている書類

※4) 共済契約者が死亡した場合で、同順位の受取人が複数人いる場合(共済金受取人が組合員の配偶者以外の場合)は、以下の書類の提出が必要です。

- ① 同順位者全員が記載されている戸籍謄本(写し)
- ② 同順位者全員の委任状
- ③ 同順位者全員の印鑑証明

受取人についてはP.31「共済金受取人について」を参照してください。

